

# 要 望 書

令和7年6月

島 根 県 市 長 会

島根県8市（松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）の行政推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り心よりお礼を申し上げます。

各市においては、人口減少や物価高騰など社会情勢が大きく変化していく中で、産業振興や観光振興など様々な施策を展開していますが、その行財政運営は、極めて厳しい状況にあります。

このような中、地方創生や都市税財源の充実確保をはじめとする諸課題への取り組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要であります。

つきましては、今後の施策展開において実現していただきたい事項を取りまとめましたので、島根県8市の実情をご賢察のうえ、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

島根県市長会

会長 久保田 章市

松江市長 上 定 昭 仁

浜田市長 久 保 田 章 市

出雲市長 飯 塚 俊 之

益田市長 山 本 浩 章

大田市長 楫 野 弘 和

安来市長 田 中 武 夫

江津市長 中 村 中

雲南市長 石 飛 厚 志

## ● 令和7年度 春季要望項目

### 1. 少子化対策について

1. 少子化対策について

### 2. 参議院議員選挙における合区の解消について

1. 参議院議員選挙における合区の解消について

### 3. 地方鉄道の維持確保について

1. 地方鉄道の維持確保について

### 4. 物価高騰対策について

1. 物価高騰対策について

### 5. 防災・減災対策の充実強化について

1. 「半島防災」の充実強化について
2. 災害対策事業に係る地方負担の軽減について
3. 災害救助法の救助内容の拡充について
4. 消防防災体制の充実強化について

### 6. 地方分権・地域振興等について

1. 地方創生の実現について
2. 行政のデジタル化の推進について
3. 都市税財源の充実強化について
4. 公共交通の確保について
5. 携帯電話エリアの格差解消について
6. 原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について
7. 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について
8. 竹島に関する広報活動の推進について
9. 米軍機による低空飛行訓練の中止について
10. 自衛隊及び海上保安部の体制強化等について
11. 公金振込手数料に係る財源措置等について
12. 各種統計調査に係る統計手法の改善について

## 7. 生活環境・医療・福祉対策の推進について

1. 脱炭素社会の実現に関する施策について
2. 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について
3. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について
4. 地域医療体制の確保について
5. 感染症対策の充実等について
6. 国民健康保険制度について
7. 介護保険制度について
8. 子ども・子育て支援施策の充実について
9. 障がい者支援施策について

## 8. 産業振興について

1. 農業施策等について
2. 鳥獣被害防止対策の推進について

## 9. 都市基盤の整備について

1. 高速道路のネットワークの早期整備等について
2. 道路施設等の老朽化対策について
3. 一級河川国直轄事業の推進について
4. 日本海側拠点港の整備について
5. 地方航空路線の確保について
6. 治水、土砂災害対策等の推進について
7. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について
8. 空き家対策について
9. 下水道事業への支援について
10. 水道管路施設の耐用年数の見直しについて

## 10. 教育施策の充実強化について

1. 公立中学校等における部活動の地域移行について
2. 学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について
3. 特色ある教育活動への支援強化について
4. 特別支援学級の指導体制の充実等について

※太字は重点要望項目

# 1. 少子化対策について

## 1. 少子化対策について

現在の少子化対策は、各自治体が独自の支援を実施しているものが多く、自治体の財政力によって格差が生じており、「こども未来戦略」だけでは、今後も支援を巡る地域間競争に拍車がかかる可能性が否定できない。

については、国として、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心して子どもを産み育てることができる社会が実現するよう、更なる少子化対策として、特に以下の項目について強く要請する。

- (1) 国において、子ども医療費や保育料・食材料費の軽減・無償化、教育費の支援など、経済的支援や子育て環境整備を大幅に拡充すること。また、その際には、自治体ごとの財政力で地域間格差が生じることがないように、国において全国一律の制度とすること。
- (2) 少子化対策に必要な財源については、将来にわたって持続的な制度となるよう、新たな目的財源の創設を含め、引き続き、安定的な財源確保に努めること。

## 2. 参議院議員選挙における合区の解消について

### 1. 参議院議員選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和4年7月に行われた合区による3度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72%を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、令和元年より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

現在の参議院議員選挙に係る合区の制度は、地方創生に大きく逆行するものであり、地方の多様な意見が国政に反映されるよう、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

### 3. 地方鉄道の維持確保について

#### 1. 地方鉄道の維持確保について

- (1) 国が鉄道を含めた公共交通のあり方を示した上で、国策として鉄道ネットワークを維持すること。「再構築協議会」を組織すると決定した場合においては、経済性に偏った議論がなされないよう配慮するとともに、再構築方針の作成に当たっては、地方鉄道に対し様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、国が主体的に関与し調整すること。
- (2) 鉄道事業者の現下の厳しい経営環境が地方路線の廃止・見直しにつながることから、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化に向け、国として経営支援の充実強化を図ること。

## 4. 物価高騰対策について

### 1. 物価高騰対策について

- (1) 原油価格をはじめとする物価の高騰は、あらゆる業態で事業者の経営を圧迫し、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、その対策を各自治体に委ねることなく、国が主体となって講じること。
- (2) 医療機関においては、燃料価格や電気料金及び食材費等の高騰により経営が圧迫されているが、制度上、光熱水費等の上昇を患者負担へと転嫁することは困難である。現下のような、社会情勢等の急激な変化に対応でき、安定的なサービス提供が継続できるよう、医療機関への直接的な補助制度等の創設など、財政支援策を講じること。
- (3) 農業においては、燃料や肥料・飼料等の価格高騰により大きな影響を受ける一方、農作物の販路は市場出荷が中心であり、消費者価格の安定が重視される中、生産コストの上昇を価格に転嫁することが困難な構造的な課題を抱えている。価格高騰の状況に即した負担軽減策を講じるとともに、生産者の意向が販売価格に反映可能な農業の仕組みづくりと、肥料・飼料の国際価格などの外部環境から影響を受け難い持続可能な生産体制の構築に取り組むこと。
- (4) 畜産経営の安定化を図るため、配合飼料価格安定制度の運用について、円安等による配合飼料価格上昇分の畜産経営への影響の緩和を図るために、補填金の発動基準を高騰する前の価格に設定するなど、生産者の実情に応じた制度に見直すこと。また、補填金の十分な財源の確保を図り、安定的な制度運用とすること。

## 5. 防災・減災対策の充実強化について

### 1. 「半島防災」の充実強化について

- (1) 災害時に孤立した被災地への救助・物資輸送が早期に対応できるよう、ヘリコプターや船舶等、国の各機関による空路、海路からの救援体制及び陸路の迅速な復旧体制を整備すること。
- (2) 半島地域の集落は災害時に孤立するリスクが高いことから、備蓄食料の確保、避難生活が長期化した際の小型発電機等の資機材確保、またその保管場所の整備など、分散備蓄の推進に対する支援策を講じること。
- (3) 住民の安否確認や被害状況把握のため、衛星携帯電話などの情報通信機器の整備に資する財政措置等の支援策を講じること。また、災害時に既存の通信施設が機能喪失した場合、これまでの移動基地局車や電源車による対応や、新たな移動基地局（船舶型、ヘリコプター型）の導入・配備など、スマートフォン等による通信手段の安定・確保を図るため、通信事業者と連携して体制強化策を講じること。
- (4) 地域の集会所・公共施設などの一時避難施設や住宅の耐震改修支援など、災害による孤立リスクを低減できるような対策を総合的に講じること。

### 2. 災害対策事業に係る地方負担の軽減について

- (1) 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債など、防災対策を継続的に実施するために十分な予算の確保と財政措置の拡充を図ること。また、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」を令和8年度以降も継続す

ること。

- (2) 改正国土強靱化基本法に基づき、新たに策定される「国土強靱化実施中期計画」により十分な対策が、継続して実施できるよう近年の物価上昇を踏まえ前回を超える規模の予算・財源を確保すること。
- (3) 自然災害が激甚化・頻発化する近年の状況変化を踏まえ、自治体が行う防災対策への支援措置の拡充や新たな財政支援制度の創設等を検討すること。

### 3. 災害救助法の救助内容の拡充について

- (1) 災害救助法において、避難所として旅館、ホテル等を供与する場合の限度額を10,000円以上に引き上げる等、救助内容の充実を図ること。

### 4. 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力強化のため、消防団の設備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## 6. 地方分権・地域振興等について

### 1. 地方創生の実現について

#### (1) 地方創生について

地方創生は、日本全体の持続可能な発展に不可欠であり、東京一極集中の是正、総合的な地方への人口分散の施策について、国が責任を持って取り組むこと。特に、雇用を大規模に地方に分散させる必要があるため、企業の地方移転にかかる税制上の更なる優遇制度の創設や、企業が主体的に地方への移転やサテライトオフィスの開設に取り組む政策を早急に実施すること。

(2) 新しい地方経済・生活環境創生交付金などの財源を長期にわたり安定的に確保すること。また、交付金制度については、地方の創意工夫を尊重し、複数年度の施設整備事業の予算枠・交付上限額・申請件数の拡充など、地方の意見を十分に踏まえ、地域の実態に合わせて効果的に活用できるように運用を図るとともに、複数年の事業計画が可能な補助制度の創設や、予算繰越に係る要件の緩和及び手続きの簡素化など、柔軟な制度設計を行うこと。

(3) 過疎対策事業債については、近年の資材価格の高騰により、建設事業費が上昇する一方で、公共施設の老朽化に伴う建替え需要が拡大する中で過疎地域が持続的に発展するために必要不可欠な地方債であることから、ハード事業分については、国特別枠の対象の拡大を図るなど適切な配分を行える制度に見直すとともに、ソフト事業分も含め、過疎対策事業債の発行限度額の引き上げを行うなど、地域の実情に応じた必要額を確保すること。

## 2. 行政のデジタル化の推進について

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化に向けた取組については、システム移行に要する経費を全額国費によって措置するとともに、独自施策や標準化対象外機能等に係るシステム改修費、ガバメントクラウドへの接続環境の整備に関する経費など、システム移行に伴い新たに必要となる経費についても、適切な調査を実施のうえ実情に応じた額を措置すること。
- (2) 標準化移行後の運用経費等について、現行の運用コストを大幅に上回ることが明らかになっており、自治体の財政負担が増えることのないよう、適切な財政支援措置を確実に講じること。また、国が主体となって、適切な料金設定となるよう事業者へアプローチをおこなうこと。
- (3) 地場ベンダーも含め、標準化対応に携わる自治体等関係者への適切な情報提供を継続し、移行作業が円滑に進むよう支援すること。
- (4) マイナンバー制度は安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進める上で必要不可欠なものとなっていることから、システム改修及び運用に要する経費については全額国費によって措置すること。

## 3. 都市税財源の充実強化について

### (1) 地方の一般財源総額の確保について

都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、近年は職員給の改定と物価高騰の影響を的確に補足する必要がある。

政府が推進するデフレ完全脱却に向けて、近年民間賃金の大幅な引上げの動きが続いており、公務員の職員給に対しても大きな影響

を与えることから、実態に即した所要額を地方財政計画に確実に計上すること。

また、令和7年度の地方財政計画の一般行政経費（単独）に物価高対策として対前年度300億円増の1,000億円が計上されているが、現下の物価高騰等の影響による必要経費の増嵩を反映して地方単独事業を実施する財源としては十分な規模となっていない。

このため、自治体の実情をよりの確に反映させるために、地方財政計画の総額を拡大し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。また、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

## (2) 地方財政措置の拡充について

① 公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化を行うこと。令和7年度から集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、「集約化・複合化事業」の対象となったが、集約化・複合化を伴わない「除却事業」についても当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。

② 公的資金補償金免除繰上償還及び公営企業借換債について、年利等の対象要件を緩和した上で制度を再度実施すること。実施に当たっては、年利5%未満の残債も対象とする等要件を緩和すること。

## 4. 公共交通の確保について

(1) 公共交通事業者が将来にわたって安定的に運行継続できるよう、既存の制度にとらわれない運行資金に対する補助を行うなど、安定

経営に向けて国が主体的に必要な措置を検討し、迅速な支援を行うこと。また、不足している運転手の確保に向け、公共交通に関する事業に携わる場合、安全性の確保に留意しつつ、第二種免許、大型免許及び中型免許の取得要件の更なる緩和対策を行うなど、人材確保の推進を図ること。

- (2) 地域間を結ぶ路線バスの経常損失に対する補助金の算定については、地域の実情を反映し、きめ細かな設定を行うとともに、地方鉄道事業者では定期的な設備更新が困難な状況にあることから、バスや鉄道など地域公共交通の予算枠の拡充を図ること。

## 5. 携帯電話エリアの格差解消について

- (1) 携帯電話事業者は、令和8年3月末までに、順次、3Gサービスを終了する予定であり、国は全ての居住地で4Gが利用可能な状態を実現することを目標としている。

全ての居住地において携帯電話が支障なく使用できるよう、携帯電話事業者に働きかけるなど、必要な措置を講じること。

- (2) 5Gの整備が進められているが、全国への速やかな展開が重要であり、地方においても早期に基地局等が整備され、利用可能な地域が拡大するよう、携帯電話事業者への適切な指導及び財政的支援を講じること。

## 6. 原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について

- (1) 島根原子力発電所の使用済燃料及び1号機の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分を行うとともに、廃止措置計画の円滑な実行に必要な不可欠な使用済燃料の再処理施設

の早期稼働が図られるよう、国が主体となって着実に進めること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が前面に立ち、着実かつ早期に取組を進めること。

(2) 国のエネルギー政策、原子力発電所の安全対策及び避難対策について今後も引き続き、市民、自治体及び自治体が設置する審議会等の求めに応じて説明するとともに、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。なお、新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。あわせて、原子力防災対策に必要な経費について財政措置を講じること。

(3) 自治体が対応できない避難住民に対する避難時の支援（救護、救急医療、給油、休憩、事故対応など）について、国・関係機関が直接支援する体制を整備し、原子力災害対策指針に反映すること。

(4) 自治体の一部がUPZの区域となる場合において、UPZ外の地域・住民に対する支援、対策を示すこと。また、当該自治体内のUPZ区域外への防災・備蓄拠点等の整備を支援すること。

## 7. 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

益田市出身の特定失踪者「益田ひろみ」さんをはじめとする全ての特定失踪者に関する詳細な調査、北朝鮮に残されている拉致被害者全員の安全確保と早急な救出を要望する。

また、北朝鮮による人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、引き続き政府を挙げた最大限の取組を要望

する。

## 8. 竹島に関する広報活動の推進について

竹島は、歴史的にも国際法上も島根県隠岐の島町に帰属する我が国固有の領土である。

については、国は、韓国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島領土問題や国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動に努めるよう要望する。

## 9. 米軍機による低空飛行訓練の中止について

- (1) 住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な要請を行うこと。
- (2) 米軍機の低空飛行訓練による騒音被害の回数は、近年急激に増加している。国、県により設置された騒音測定器による客観的数値をもとに騒音の状況を確認の上、対策予算や学校等の防音対策も含めた必要な措置を速やかに講じること。また、訓練空域の実態に応じ、騒音測定調査の期間及び手法の見直しを行うこと。

## 10. 自衛隊及び海上保安部の体制強化等について

- (1) 陸上自衛隊出雲駐屯地の装備、機能及び人員の増を図り、連隊規模への部隊の拡充を図るとともに、同駐屯地において、原子力災害を含む大規模災害時の被災地支援に対応できる施設科部隊の維持・強化を図ること。
- (2) 日本海側の警戒体制の強化に向けて海上自衛隊艦船の県内港湾への寄港回数を増加するとともに、物資補給基地として浜田港、出雲河

下港など地方の重要港湾を活用すること。

- (3) 海上保安庁においては、海上物流や漁業等の安全を確保し、住民の安心安全と地域経済を守るため、浜田港に設置される浜田海上保安部の巡視船等の増強など、一層の機能強化に取り組むこと。

#### 1 1 . 公金振込手数料に係る財源措置等について

- (1) 各指定金融機関が設定する手数料の差異により、地方自治体間で異なる手数料負担とならないよう、国において全国銀行協会等の団体と協議し、単価の上限を定めること。
- (2) 地方自治体が負担する所要の経費について、各指定金融機関が個別に設ける手数料分も含め、更なる財源措置の拡充を講じること。

#### 1 2 . 各種統計調査に係る統計手法の改善について

近年の防犯や個人情報保護の意識の高まりなどから、着実な統計調査業務の実施に苦勞するといった心理的不安や、調査員不足を原因とした調査員 1 人あたりの調査区数の増加及び調査員の高齢化といった身体的負担のように、調査業務を担う調査員の負担が年々大きくなっていることから、統計調査員の確保が困難となっている。

統計調査の確実な遂行が期待されないことから、調査員に頼らない郵送調査の実施や、回答を完全にオンラインで行なうデジタル手法への転換など、統計手法の抜本的改革を要望する。

## 7. 生活環境・医療・福祉対策の推進について

### 1. 脱炭素社会の実現に関する施策について

- (1) ZEB化をはじめ、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の設置等の自治体が行う脱炭素化の取組に対して、財政措置を拡充するなど、積極的に支援すること。
- (2) 再生可能エネルギー設備について、法定耐用年数経過後の積極的更新を促すため、設備更新に伴う撤去や廃棄費用について財政支援を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの導入拡大とともに、需給バランス制約による再生可能エネルギーの出力制御が増加傾向にあるなか、再生可能エネルギーの有効利用及び更なる導入拡大を進める観点から、地域間連系線の増強など、必要な対策を講じること。
- (4) 再生可能エネルギーの導入について、地域の系統接続量に限りがあることが導入の障害となっているため、送電線の容量不足を補うために事業者が行う工事費等に対し、国において支援すること。
- (5) ブルーカーボンを創出・活用する取組に対し財政支援すること。

### 2. 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について

- (1) 旧簡易水道の高料金対策繰出金については、統合後6年目以降の減額をすることなく継続され、将来にわたって維持すること。
- (2) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置については、臨時措置分も含めて統合後6年目以降の減額をすることなく継続され、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。

- (3) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の対元利償還金の繰り出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、負担軽減のための更なる制度改善を行うこと。

### 3. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について

海岸漂着物等地域対策推進事業への補助金については、離島地域、半島・過疎地域、通常地域によって補助率の格差があるが、海岸漂着ごみは、海流等により半島・過疎地域に限らず大量のごみが流れ着き、加えて、近年の物価高騰によりごみ処理経費は増大していることから、漂着ごみの処理及び発生抑制対策に係る経費の補助率について、通常地域についても半島・過疎地域の水準に増率することを要望する。

### 4. 地域医療体制の確保について

- (1) 医師確保について、専門医制度における専攻医のシーリング制度の強化や医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、地方に医師を派遣する仕組みについて検討するとともに、医療従事者の絶対数の確保及び地域間・診療科間の偏在の是正に資する診療報酬体系の整備など、即効性・実効性のある施策の実施と必要な財政措置の充実に努めること。
- (2) 無医地区、準無医地区を含めた山間部・周辺部等の医療機関のない地域に対応する医療人材の確保とともに医療提供に係る医療機器の整備や、訪問診療はもとより、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養の実施に対し十分な支援を講ずること。
- (3) 非課税の診療部分に要する材料の購入等に係る消費税など、病院事業において生じる控除対象外消費税負担を解消するため、医療に

係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

- (4) 市町村等が行う住民健診や一部がん検診等では医師の診察又は立ち合いが必要であるが、深刻な医師不足により現状の検診体制の維持が困難になってきている。そこで、集団で行う胃がん検診における胃部X線検査は、胸部X線検査やマンモグラフィ検査と同様に、安全確保のための必要な措置を講じることで医師又は歯科医師の立ち合い不要とするよう、法改正など必要な対応を図ること。
- (5) 自治体病院においても診療報酬改定は2年に1度に限られる一方で、人事院勧告による人件費の上昇により経営を圧迫している状況であり、それを補填するための交付税措置を検討すること。

## 5. 感染症対策の充実等について

- (1) ワクチンの定期接種については、全額国庫負担で実施すること。  
なお、それまでの間は、国において、地方交付税措置に加えた財政支援を行うとともにワクチン接種に要する標準的な接種費用を示すこと。
- (2) 国において定期接種化を検討中であるおたふくかぜワクチンについて、定期接種化の早期実現に向けて議論を進めること。
- (3) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する再接種について全額国庫負担で実施するとともに、予防接種健康被害の法定補償の対象となる定期接種として位置付けること。

## 6. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の普通調整交付金の配分に当たり、実際の医療費ではなく、標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する見直しが検討さ

れているが、現行の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、このような見直しをしないこと。

- (2) こどもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (3) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い発生する追加的な事務に対して、財政措置を含めた必要な支援を講じるとともに、国民を始め自治体、医療機関等の各関係方面へ情報の周知徹底を図ること。

## 7. 介護保険制度について

- (1) 中山間地域の訪問介護事業所の実態を適切に把握するとともに、交通費や移動の時間等を適正に評価し、財政支援を講じること。
- (2) 訪問系サービスを提供する場合等において、特別地域加算等が算定できることとされているが、加算率が一律に設定されていることから、国が示す基準の範囲内で地域の実情に応じて保険者毎に設定できるなど柔軟な加算制度とすること。
- (3) 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業は上限設定されているが、全国的に多様なサービス(従前より基準を緩和したサービス、住民主体によるサービス等)の実施が低調な実態をふまえ、上限については多様なサービス提供基盤が整備され、利用者が定着するまでは設定しないこと。
- (4) 介護人材の確保・定着のため、若年層を中心に介護の仕事に関する理解を深めるなどの必要な措置を講じるとともに、今後、一層の増加が見込まれる外国人介護人材について、受け入れ環境の整備や事

業者への情報提供・発信等の支援策を拡充すること。また、介護に関わる全職種の賃金水準の向上につながる抜本的な処遇改善施策を講じること。また、処遇改善加算の対象となっていない介護専門支援員について、加算措置を設けるなど早急に処遇改善を図ること。

## 8. 子ども・子育て支援施策の充実について

- (1) 保育士の確保・定着及び保育の質の向上を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算については更なる増額を図ること。
- (2) 保育所の適正な運営を確保するため、看護師、栄養士及び障がい児保育を担う保育士の配置を義務化するとともに、調理員の配置基準を見直すこと。また、事務職員の配置加配について、利用定員や施設の類型に関わらず加算の対象とすること。
- (3) 安定的かつ継続的に保育所等の環境整備を進めるため、就学前教育・保育施設整備交付金について各自治体の整備計画に支障が出ないよう、年度当初から十分な財政措置を講じるとともに、補助単価については、高騰する建設資材価格等の状況を適切に反映すること。また、募集開始から提出期限までの手続き期間を十分に確保すること。
- (4) 医療的ケア児支援のため、短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等の受入施設の整備拡充を図るとともに、必要となる人材の確保・育成について十分な財政措置を講じること。

また、医療的ケア児支援のための放課後児童クラブへの看護師等の配置については、症状や必要な医療的ケアの状況等に応じ、訪問看護による対応も交付対象とするなど、柔軟な制度とすること。

- (5) 依然として増加が続く放課後児童クラブの入会希望に応えるた

め、社会福祉法人等が児童クラブ事業に参入しやすい環境を整えるために、補助基準額を増額するなど、十分な財政措置を講じること。また、将来の修繕等に備えた資金の積み立てが可能となるよう運営費支援の仕組みを見直すこと。

## 9. 障がい者支援施策について

- (1) 地域生活支援事業費の国庫補助金について、地域の実情を踏まえ十分な財政措置を講じること。
- (2) 障がい福祉サービス事業所における人材の確保・定着のため、福祉・介護職員等の賃金水準の抜本的な改善を行うこと。また、処遇改善加算の対象となっていない相談支援専門員について、加算措置を設けるなど早急に処遇改善を図ること。
- (3) 相談支援事業所が持続可能な安定経営ができるよう、計画相談支援にかかる報酬について、平時月のフォローにおいても報酬に加える等、制度を見直すこと。
- (4) 身体障がい者手帳の有無や年齢に関わらず、補聴器を必要とする軽度・中等度の難聴者に対し、全国一律の補聴器購入費助成制度を設けること。

## 8. 産業振興について

### 1. 農業施策等について

- (1) 経営所得安定対策については、農業者の意見を十分に尊重し、再生産が可能となり得る対策とするとともに、国際競争力の強化に向けた対策にも万全な措置を講じること。また、その対策の中の産地交付金については、産地の特性を踏まえた作物への転換に向け、制度の拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 米の需給調整及び経営所得安定対策に取り組むための「経営所得安定対策等推進事務費」については、事務量が増加する実情を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- (3) 日本型直接支払制度について、農業者等が安心して継続的に取り組めるよう十分な予算を確保するとともに、中山間地域等直接支払交付金については、農業者の高齢化等による中山間地域の逼迫した状況に鑑み、面積当たりの交付単価を増額させるなど、制度の充実を図ること。
- (4) 現在国において検討されている食料・農業・農村基本法における食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成について、需給調整の仕組みや需給バランスが崩れた場合にもコストを賄うことができる価格が保障される仕組みについて十分な検討を行い、実効性のある制度を構築すること。

### 2. 鳥獣被害防止対策の推進について

- (1) 鳥獣による農作物等への被害が拡大しないよう、鳥獣被害防止総合対策交付金における緊急捕獲活動支援事業の加算額を拡充し、侵

入防止柵の上限単価については、資材費が高騰している状況を反映するとともに十分な予算を確保すること。

(2) 新たな捕獲の担い手確保のため、捕獲器具購入経費への助成など、捕獲活動の負担を軽減する必要な措置を講じるとともに、捕獲技術研修等、被害防止活動上の安全対策を推進すること。

(3) 中山間地域での鳥獣被害は年々深刻化しており、これまでの取組に加え、国が主体となり有効な対策を研究・開発し、抜本的な対策を講じること。特にニホンザル、ニホンジカについては有効な対策が確立されていないため、適切な頭数管理を含めた駆除対策を講じること。

(4) ツキノワグマの頭数や生息範囲の実態把握に努め、出没の拡大地域において住民の安全を守るためにも適切な頭数管理を含めた被害防止対策を講じること。また、ツキノワグマの目撃や人への被害件数が増えている状況であり、狩猟禁止措置の見直しについて検討すること。

## 9. 都市基盤の整備について

### 1. 高速道路ネットワークの早期整備等について

- (1) 山陰道の早期全線整備を図るとともに、事業中区间については、より一層の予算の重点配分を行い、早期完成を図ること。事業中区间の開通予定年次を早期に公表すること。
- (2) 暫定2車線区間においては、大規模災害や積雪時、救急搬送時にその機能を確保することが困難であるため、4車線化を進め優先整備区間の早期事業化を図ること。
- (3) 中海・宍道湖圏域を結ぶ高規格道路ネットワークである「中海・宍道湖8の字ルート」の一部を形成する「境港出雲道路」の未着手区間について、国の直轄事業として早期事業化を図ること。
- (4) 一般国道9号及び一般国道54号の事前通行規制区間の防災対策について、抜本的対策による道路改築の検討を行うこと。

### 2. 道路施設等の老朽化対策について

- (1) 点検業務、調査設計、修繕・補修事業について、積算基準や標準単価を拡充するとともに、必要とされる予算額を安定的に確保すること。また、市町村負担分について交付税措置のある起債の対象にするなど、地方財政措置を講じること。
- (2) インフラのメンテナンスサイクルを確立するため、技術支援や人材育成などの体制整備を支援すること。
- (3) 橋梁点検業務委託費を起債対象とすること。

### 3. 一級河川国直轄事業の推進について

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業や江の川下流域の河川整備事業、高津川の河床掘削・樹木伐採など、一級河川にかかる整備事業や維持管理にかかる予算を確保・拡大するとともに、早期完成を目指して取り組むこと。
- (2) 一級河川（直轄管理区間）における市町村に操作委託する排水樋門等について、運用を省力化（遠隔化・無動力化・自動化）するための改良を行うこと。

#### 4. 日本海側拠点港の整備について

浜田港利用者からもコンテナ船及びバルク船の大型化に対応可能な埠頭整備が求められており、岸壁整備等港湾機能の強化は喫緊の課題である。地域経済の基盤である日本海側拠点港の機能強化のため、岸壁等の早急な整備を要望する。

また、国の直轄事業で進められている防波堤整備事業及び補助事業で進められる臨港道路の整備について、必要な予算を確保し、着実な整備をすること。

#### 5. 地方航空路線の確保について

就航地の人口規模が小さく経営環境が悪化しやすい地方都市間航空路線の維持が図られるよう、航空会社への運航助成など特別な支援を要望するとともに、過疎地域における航空路線については、「羽田発着枠政策コンテスト」の継続実施など、国において更なる支援を行い、代替高速交通機関を持たない圏域に対する路線維持・充実に向けた特別な配慮を行うこと。

## 6. 治水、土砂災害対策等の推進について

- (1) 流域治水の推進を図るため、宅地開発などにより設置された洪水調整池の更新費用や、廃止した農業用ため池を洪水調整池として活用する場合の整備費及び維持管理費について地方負担軽減の補助制度を創設するなど、財政的支援を講じること。
- (2) 土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者の建築物構造規制に伴う負担を軽減するため、住宅・建築物安全ストック形成事業をさらに充実・拡充すること。
- (3) 近年の豪雨災害をふまえ、ハード・ソフトの両面から取り組む内水処理対策について、国・県・市町などの関係機関が適切に連携し各種事業が推進できるよう、技術的助言や財政支援なども含め、国として積極的に関与すること。

## 7. 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について

- (1) 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」の法定調査を早急に実施し、整備計画路線格上げを実現するとともに、整備事業費の地元負担の在り方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。
- (2) 新幹線整備に係る予算総枠の拡大を図ること。

## 8. 空き家対策について

老朽化し倒壊等のおそれがある危険な空き家など、特定空家の増大は、防災・衛生・景観等の観点から地方の大きな問題となっている。平成26年に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和5年に改正され、各種制度の充実が図られたが、空き家対策は引き続き

重要な課題であり、については行政代執行・略式代執行により特定空家の除却等を行う場合の法的手続きの簡素化を要望する。

## 9. 下水道事業への支援について

(1) 社会整備推進交付金（下水道未普及対策事業）について、今後の未普及地域の整備に必要な予算を確実に措置し、必要とする自治体に十分な配分を行うこと。

また、令和8年度末までの汚水処理施設の概成を目指しているが、現状では急激な物価上昇により整備が進まず同年度末までの概成は厳しい状況であるため、整備期間の延長を要望する。また、概成後についても下水道の整備が必要な自治体が存在することから、交付金措置の支援を継続するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

(2) ウォーターPPP導入にあたり、単独では事業化が困難な農業・漁業集落排水施設等を含めた複数事業の一体的なマネジメントについて、事業としての成立性を一層高められるよう所管省庁間の連携を図るとともに、枠組みの追加や変更手法等を含めたマニュアルの見直し、情報提供・財政支援の充実を図ること。

## 10. 水道管路施設の耐用年数の見直しについて

水道管路施設の更新に伴い布設する管路施設については、耐震性・耐久性に優れた管種を採用しているが、配水管の耐用年数は、現行の地方公営企業法施行規則では、一律40年と規定されていることから、実態に沿わないものとなっている。

管路施設の耐用年数について、実態に沿うものとなるよう早急に見直

すこと。

## 10. 教育施策の充実強化について

### 1. 公立中学校等における部活動の地域移行について

- (1) 地域移行への取組・進捗状況等によってスポーツや文化芸術に親しむ環境の整備に格差が生じることがないように、具体的かつ段階的な方策を明確に示すこと。
- (2) 経済的な理由で生徒が活動機会を失うことのないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 受け皿となる団体等の整備充実を図るとともに、専門性や資質を有する指導者等の人材確保が図られるよう、必要な措置を講じること。

### 2. 学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について

- (1) 老朽化対策や長寿命化対策など、学校施設の長期使用に資する必要な対応について、補助制度に係る財源を十分に確保するとともに、耐震化対策以外の幅広い事業についても採択すること。

少子化の進行に伴う学校施設の統廃合を進める上で、学校施設の新築・増改築等の計画的な実施のために、公立学校施設整備費国庫負担金の十分な予算を確保すること。

また、いずれも補助単価について、高騰する建設資材価格等の状況を適切に反映すること。

- (2) 学習環境改善のため学校施設へのトイレ洋式化や特別教室へのエアコン設置などの補助要件を緩和すること。また、屋内運動場の空調設置について、断熱性確保が補助要件となっているが、その経費が整備促進の支障となるため、補助要件を緩和するとともに、空調設置に

かかる交付金の算定にあたって国が算出した配分基礎額は、実工事費との差が大きく、自治体の負担増となっていることから、実態を踏まえた配分基礎額の算出を行うこと。

### 3. 特色ある教育活動への支援強化について

- (1) 小学校の外国語専科指導教員の加配を充実させること。また、JET-A L T以外の民間業者や英語に堪能な地域人材の活用について、財政措置を行うこと。
- (2) 司書教諭必置(12学級以上の学校)に伴う教職員定数の改善を行うこと。
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒への指導のために加配を充実させること。
- (4) 教員の学校事務負担を軽減するため、事務職員定数の基準を改善すること。
- (5) 学級編制基準の見直しに伴い、加配定数を減ずることなく、必要となる教員数を確保し、教員の負担軽減を図ること。また、正規の教員定数の確保を前提とし、教員の負担軽減と児童生徒の学力育成に向け、学習指導員等の配置(学力向上を目的とした学校教育活動支援)について、必要な財政措置を行うこと。さらに、令和6年度から全校配置となった教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について、配置に係る補助対象経費を拡充するなど、一層の支援を行うこと。
- (6) G I G Aスクール構想にともなう教職員端末の整備、大型提示装置を始めとするI C T機器の更新に係る経費に対して、地方交付税措置ではなく、全額補助事業により財政支援措置を講じること。また、

更新時期を迎える学校のWi-Fi設備の設備更新時においても整備時の「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（1／2補助）」の利用ができるよう適用範囲を拡大し、設備更新に要する経費についても財政支援措置を講じること。

#### 4. 特別支援学級の指導体制の充実等について

- (1) 特別支援学級の定数基準（8人）を、特別支援学校の小中学部の定数基準（6人）まで引き下げるとともに、特別支援教育コーディネーターを専任で配置するなど、適正な指導体制を構築できるよう措置すること。
- (2) 通級指導教室における児童生徒への指導のための教職員定数の加配について、地域の実情を踏まえ充実させること。
- (3) 医療的ケア児の受け入れに必要な体制を整備するための財政措置の拡充を図ること。